

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の原子炉設置変更承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング（4）
2. 日 時：令和5年2月20日（月） 13時00分～13時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、  
望月安全審査専門職
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料  
資料：京都大学研究用原子炉（KUR）標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う耐震設計方針について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。そうしましたらですね、京都大学衛藤K Rの設置変更許可申請に係るヒアリングの方を開始したいと思います。
0:00:13	では資料に基づいて京都大学から説明の方をまず最初にお願いします。
0:00:19	はい。共同大学のカメラでございます。それでは多くしてまず資料に基づいてご説明申し上げたいと思います。まずタイトルとしては標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う、
0:00:33	耐震設計方針についてということで、次のページ1ページ目に、はじめにということで、ちょっと経緯を書いてございます一つ目はこの設置許可が、
0:00:43	基準規則の解釈であったり審査が変わったということで、その中で兵藤スペクトルを取り入れるところが規制で決まりました。
0:00:54	そういう状況を踏まえまして、評定とスペクトルと、京都大学のK U Rのこれまでの基準地震動S sを比較した結果ですね、鉛直成分の一部の周期体で、標準応答スペクトルが上回っ
0:01:08	という結果になったものですから、一つの基準地震動としまして、新たにS s 10として追加をして、令和3年12月14日に設置変更を申請したところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	その次のページに、今の3ページ目に少し
0:01:26	我々のところ、S s 1 から9まであったものに加えてS s 10ということで、追加したものの比較をしてございます。この赤で少し太く書いたものが今回のS s 10ということでございまして、
0:01:39	それ以外にはここのこの地震動が規定されてございます。それで、N S E Wがこの水平方向でして、これを見ていただくと、これまでの、
0:01:49	S s 一つ黒で少しストレートなスペクトルがあると思いますけど、これS 1でございすけどもこれよりも、全周期体にとっても小さくなると。
0:02:00	こういうことでこれだけだとS s 10というのは、追加ではなくてよかったんですけど、
0:02:05	アップダウン右端ですね、後でを見ていただくと。
0:02:08	赤がですねこれをですね、0.1秒ですから、一つに直すと10H z、それ以上の非常に高周波のところで、若干苦勞を上回ってると。
0:02:19	そういう結果になったもんですから、今回S s 10として基準地震動を追加したところでございます。
0:02:25	それでそのあと、1ページ戻り、2ページに戻りますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	この
0:02:31	S G Uの策定過程ですとか、結果それとともにここにありますが一番の安定性や入力地震動、そういうものについての説明を行って、第 452 回、
0:02:43	の審査会合で、概ね了承されたところでございます。
0:02:47	それを受けまして、今年の 2 月 13 日に、
0:02:51	へ補正申請を行ったところでございます。
0:02:55	ここでは、
0:02:56	その S s が一つ増えたということに対して、K r の耐震へ設計方針に変更があるかないかを検討しまして、最終的にはないということを示しますのでございます。
0:03:09	4 ページ目、これも先ほど S s の間葉系とスペクトルということで参考までに、
0:03:16	5 ページもこれまでの 1 から 9 までに加えて、最後に 10 として、水平方向と上下方向、二つの最大加速度はこれぐらいであるということで、これが追加されたということでございます。
0:03:30	大南その次でございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:32	6 ページ目には、今回の改正規則の解釈が変わったということで、その適合性を踏まえた耐震設計方針の検討のまとめとして、
0:03:43	先ほどお話ししました隣接中が、県が増えたことによって、耐震設計方針についての変更があるかどうかというそういう結果をまとめたものがございます。非常に簡単でございますけどもちょっと、
0:03:55	三つの矢羽根ではないですが三つの項目で説明してございます。
0:04:00	まず一つ目、これ既承認申請書の基準地震動に係る記載を、
0:04:06	検討した結果、
0:04:08	これも様子変更申請ですねそれ、
0:04:11	そのときに、基準地震動 S S 店の作成、
0:04:14	しじまの安定性及び現象建屋入力地震動評価に係る記載に加えて、震源を特定して策定する地震動の対象活断層に係る新知見の記載以外、
0:04:25	この一番最後はですね、我々の中央構造線であったり、上間知断層体、これが検討用地震になってございますけども、若干、
0:04:33	新規制基準の対応の後ですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	新知見があったということで、その記載を追加をしています。それ以外につきましては、基準地震動等に対する耐震設計方針の記載であることを確認したということで、
0:04:47	地震動関係については、この基準地震動以外に書かれているのは耐震設計方針、
0:04:53	の記載だけであるということをまず確認しました。
0:04:56	それで、
0:04:57	その上記基準地震のところに対する耐震設計方針の、今度記載についてですけども、
0:05:02	そこにありますように基準地震動 S s 10 を追加した場合であっても、
0:05:07	耐震 S クラスに対する耐震設計方針である、基準地震動 S s 及び弾性設計を地震動 S D に基づく動的地震力によって設計をすると。
0:05:20	いうところを基本方針には変更はございません。これは、
0:05:25	地震動に関する規則の解釈の変更ありましたけど、それに関連するような耐震設計に関わるどころの規則の解釈であったり、ガイド、そういうものも規制要求としては変わってございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	ただそういうことで、その参考として、一番末尾にですね、人間申請書に書いてある、
0:05:45	本文であったり、添付書類 8、そこにあります耐震設計方針というものを、
0:05:51	参考までに示してございます後で少し簡単にお話したいと思います。
0:05:55	ここまでが簡単でございますけども、この基準地震動 $S_s$ が店が増えましたが、
0:06:02	基準地震動 $S_s$ というものに対する公費が変わってないということで、
0:06:07	同じようにこの $S_s - A$ についてもほぼ同じ耐震設計方針で、今後 $K_r$ の耐震安全性を、
0:06:13	検討する、そういう流れになると思います。それを少し最後にですね、書いてございまして、計上基準地震動 $S_s 1000$ の追加に伴う $S$ クラス施設設備への影響については、
0:06:25	後段規制であります設計及び工事の計画の、
0:06:29	今後、申請書の中で、耐震安全性についても、評価結果等を示しながらご説明申し上げたいと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:38	それで、最後に参考資料で、今どんなことが書いてあるかということな んですけども申請書本文、添付書類 8、結構重複する表現もございましたので、簡単に、
0:06:49	そこから重要なところだけ抜き出してございまして、一つ目は、
0:06:54	ありますように、先ほど少し申し上げました耐震 S クラスに分類された 施設は、基準地震動 S s による動的地震力に対して安全機能が保持でき るようにするとともに、
0:07:05	弾性設計地震動 S D による動的地震力または静的地震力のいずれか大き い方の地震力に対して概ね弾性状態に留まる強度とすると。
0:07:14	あと波及的影響の観点ということで、これはまさに基準地震動 S s とし てここがございますので、これに、これは S s 1 から 10 まで含まれると いうふうにご理解いただけたらと思います。
0:07:26	その次に B クラスについての、これ、共振の恐れのあるものについて は、
0:07:31	この地震動に基準地震動、
0:07:35	弾性設計地震動の O O 医療利益を見ると、これはすでに例としまして は、耐震一次冷却系配管ですねこういう B クラスですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:48	こういう共振の恐れがあるということで、そういう検討もしていたところでございますが、これは新規制基準の時にですね、
0:07:56	あとは、
0:07:57	そこありますように弾性積をと地震動SDをどうやって決めるかと、これはそこにありますように、S s 基準地震動の概ね0.5を下回らないような値で設定をします。
0:08:10	ということでこれも変わってございません。
0:08:13	あとは水平上下の、どういう形で組み合わせて、評価をするかということについても変わってございません。
0:08:21	次のページは、
0:08:23	今、今ほどは地震動ですね。
0:08:25	建物の耐震設計をする前のもともとの地震動をどう取り扱うということで、ここからはもうちょっと詳しく話ですけども、
0:08:33	その地震動に対してどういうふうに耐震性を担保するかということで、いろいろあろうで解析の方法論を書いております。これは後段の方ですので、特に基準地震動が変わるという追加することによって変わるもんじゃございません。参考までに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:49	方法で、評価をして、耐震安全性を確認するというふうを書いてある部分でございます。一応、説明としては以上簡単ですが以上でございます。
0:09:02	はい。ありがとうございます。それでは規制庁の杉から、何点か確認させていただきます。まず
0:09:12	6 ページ、うちの研究の結果のまとめということですね一番基本になるページなんですけども、1 ポツのですね
0:09:23	期初に申請書ってきた記載があるんですけども、ここがちょっとねすでに承認された教科書なのか現在申請中の申請なのかっていうのがちょっとわかりにくくてで、
0:09:33	文章自体もこれは多分、自治法の審査会合しようかみたいな形に持ってきてくれると思うんですけども、ちょっとここ詳しく何をどういうふうに表現したいのかっていうのがちょっとわからないので、
0:09:46	ちょっとそれはわかりやすく、何か表現とかできないでしょうか。
0:10:06	規制庁を追加する聞こえますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	<p>すいませんちょっと認めたので、開けます。申し訳ありません。はい。</p> <p>そこ非常にちょっと参考にした部分がありましたので、必要ですね。</p> <p>ちょっとわかりにくかった。ここに申し上げたかったのは、</p>
0:10:24	<p>比木承認申請書というのは当然変更申請する前の話でございまして、もうすでに承認されてるものでそこに係る地震動に係る基準地震動に係る記載ですねいろんな耐震に係る記載と言ってもいいかもしれません。</p>
0:10:38	<p>その中でですね、例えば基準地震動を一つ増えるということとか、それに伴って安定性とか、入力地震動、そういうものについての、</p>
0:10:48	<p>は変更はしたけども、基準地震動に対する耐震設計方針の記載であることを確認したというのは、以外以外ですね、それ以外については、基準地震動等に対する耐震設計の方針の記載であることを確認したということで、</p>
0:11:03	<p>申請書にはそういう基準値のかかるものと、そのすぐその構造それに関わる、例えば今の地盤の安定性だったり地震動の作成の話であったりというところは、</p>
0:11:15	<p>それ以外については、そのあとは耐震設計方針だけであるよということを書いたんですけど、確かに、これ、すいませんちょっとそういう薄手の、すでに</p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:29	そういう議論があったところのものをちょっと導入したもんですから、 そのままといいますか少し記載を変えましたけど、
0:11:36	ちょっとわかりにくいのであくまでも、
0:11:39	県来承認申請書ですね。
0:11:42	そこには基準値のこととかもいろんなことが書いてあるわけですけども 申請の時に、その中で、
0:11:47	その中で、いろんな地震動に関するところが変わったけども、この耐震 設計に対するところは変わってませんよってことを言いたかったんです ね。
0:11:56	ちょっとその文章は、ちょっと記載以外についてはどうのこうのって書 いてますので、ちょっと文章の、
0:12:02	表現がちょっとわかりにくかったかもしれない言いたかったのは、
0:12:05	そういうことです。
0:12:07	磯飯高とわかっていただけたらちょっとご修文を。
0:12:11	申し訳ありません今の私の話したことに、
0:12:15	従って少し変えたいと思うんですけど、そういうことでよかったですよ うか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:43	ちょっとあ、すみませんちょっと待ってください。
0:14:36	規制庁松井ですすみません。データ移行等整理私の理解です。ですと、 真木商人の市江藤商人支社があって、
0:14:47	そのうちの基準地震動については今回変わりますと、それ以外の当間耐 震設計方針っていうのは、あってさ、それは変わらないっていうこと を、
0:15:00	確認しましたっていうような内容でよろしかったでしょうかね。
0:15:06	共同化なんですけど、その辺ちょっと二つ目になってですねまずはです ね、申請書にどうぞ最初に関わることでどういうことが記載されていた かと、いうことがまず一つ目です。そうすると、基準地震動の作成であ ったり地盤の安定性であったり、
0:15:21	それとともに、耐震性設計方針の記載であると。
0:15:25	いうふうにまず書いてあるわけですねだから、それで変わったのがその 前半で、耐震耐震設計方針については変わってませんということを次 に、
0:15:35	過去書いてあげて、ちょっとその一つ目が、申請者がどういうことがま ず書いてあるかと、それで今回変わったのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:44	基準地震動とか何とかで、耐震設計方針については変わってませんという ことを
0:15:52	二つ目で今言ってるわけですけど、まず全体でどんなことがまず書いて あるのかって、その中で変わったものはどれですかって、ちょっと逆に 言えば後で、残りが変わってないということで耐震設計方針は変えてま せんと。
0:16:06	ということなんですけどちょっと
0:16:09	その文章もそうですけどちょっとその流れがどうなのかと。
0:16:17	もういきなり耐震設計方針について言及してもいいんですけども、
0:16:23	規制庁、要は、まずは最初 2、その承認の日英と許可を整理するため、 整理数だなことを行ってから、それで耐震設計について、
0:16:37	変更はないんですっていう流れで説明されるということなんですかね。 そうです。当然考えです。一応流れとしてはそうなんですか。そうです よね。あそこ。
0:16:47	はいちょっとちょっと参考にしたところがちょっと私もちょっとと思い ながら、なかなかどういうふうにもこの方針が変わってないというこ とを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:57	しようとする、まず、耐震がかかることがどういうことがあるかという中で、後藤さん、今度耐震設計方針に目を向けたときに、これは変わりませんということ。
0:17:08	という流れで来たもんですから、すいません。
0:17:13	京急の加藤です。すいません。金井救急が言っている内容等ここで書かれている内容で大分ちょっと乖離があると思っていて、まず一番最初の上のポツでですね、一番最初に入り、
0:17:28	既承認の基準地震動に係る記載を検討した結果っていうふうにはまず入っちゃったんですね。坪井の木暮先生言った形だと、期中に申請書の耐震に係る規制については、
0:17:40	こうこうっていう更新になっていて、全部基準進度になっていて、地震1 i n c h新棟のところは変わってそれでは変わらないんですっていう流れだと思っていて、伊賀言って亀井先生の説明の構成にしてもそれでも全然いいと思うんですけど、
0:17:57	ちょっとこの文章からそれが読み取れないので、修正をしていただいてもよろしいですか。
0:18:03	布田さん言った通りでございまして、それを今読んで、十分理解できましたので、今私がお話したような流れで、少し修文をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:13	したいと思います。混乱させましたどうもすみません。
0:18:22	規制庁の鈴木ですわかりましたじゃ、その中でちょっと修文をお願いします。
0:18:28	二つ目なんですけども、4 ページをちょっと先ほど進めながらもありませんした 4 ページの水平動の加速度波及とか、一部の観測だけそれから応答スペクトルの減衰定数とかの資料を作ってるんですけども、
0:18:43	こちらを拾って、なお添付する理由とかまたそういった何かこう提示する必要とあってあるもんなんですか。
0:18:53	すいません当然構わないです。一つ目の 3 ページはあってもいいかなと。これ前段の方で少しなぜ基準になったかという説明なので、もうそのあとのこの日成費については、
0:19:06	どんな波かというだけですだからこの今日のこの耐震設計方針云々のこの資料としてはなくてもいいかなと思いますすいません。
0:19:15	もし、そういうあれがあるんであればもう外したいと思います。
0:19:21	規制庁の清家ちなみに 5 ページも、5 ページはあれですかね、正 S D で、水平方、政府方向は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:30	それだからそういうことを満足するけども、下垂直方向については一部 し、地震力ですね加速度が大きいということを示す意味で、今回は4ペ ージは抜くんだけども3ページ等々についてはその一部、SS店に追加 に伴って、
0:19:50	基準、納期既存の地震でちょっとおっきなところがあるっていう説明の 資料の構成とするでよろしいですかね。
0:19:59	説明があるかと思うんだけどね。
0:20:02	3ページは、SSPとして増える根拠これ2ページに少し経緯として書 いてますので、3ページは、それとそれを定量的に見ていただくという 意味で下が、
0:20:13	ちょっと大きいですよってそれがいいんです。ただ4ページ5ページ は、入りませんと、多分同じことですから、これは不要だと思ってます 以上です。
0:20:22	わかりました4ページと5ページが今回の資料の中でだから抜くという ことを理解しました。
0:20:32	こちらなんですけども、1ページ目の説明の中でですねえ。3ポツです かね運行そうですね、4ポツのところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:43	補正申請を行ったということがあるんですけどものところ工事というか この確認なんですけども、実際は京大さんからは2月10日付の申請書 なってるんで2月13日は、
0:20:56	規制庁の方として受理した日なので、これ補正申請を行ったっていう文 言であれば、10月2月の10日付、原子力原子炉設置変更承認の補正申 請を行ったりした方が、
0:21:10	正しいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:21:14	いえ、京大の金井です。申し訳ございません。10日の間違いです。申し 訳ない。もっと当然で投函すべきだと思います修正します。申し訳ござ いませでした。
0:21:27	八尾委員。はい。では江藤さん、私からされたんですが、今回規模とな るのは今の6ページ目の小穴深津。
0:21:36	四角の2番目だと思うんですけども、一応その可能性についてちょっと いろいろお話をさせてもらってもらう中で、今回資料にはですね、Sクラ スの設備設計の耐震評価について、
0:21:49	SS店の影響についてですね設置したとして、影響ないってというような 感触は思ってるんですけどねみたいなことを、凍結、口頭で説明とかさ れる予定ありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	今日でございますそれから、金子さんともいろいろと議論をさせてもらいましたし、最近の伊方の審査ですね先行審査同じような審査があつてですね、
0:22:17	例えば先のことを言うのはこれも後段規制の話ですし、これまでもヒアリング等とかなんかでは簡易評価とかですねいろんな結果をお見せして、S Gが増えてもですねこの耐震設計方針に従う。
0:22:31	であれば特に問題ないということは、ご説明してるんですけど、これ文字、文字にも書かなかつたのはこの前の市、伊方の審査会合で、委員会委員からもそういう指摘がございましたし、
0:22:44	あくまでもこれは後段規制の話で、しかもまだこれ、今の点だと、S s がまだ承認されていませんので、
0:22:52	一応我々も断定的な波としてはいろいろ扱っておきましたけど、最終的にはあと承認がされないとこれは幾ら答えが0であってもですね、多分どこでもおそらくされないと思いますし、
0:23:03	口頭では当然そういうことを言うことに私は否定してるわけじゃないんですけども、そういうことがどうしても規制庁としてですね規制委員会といいますか会議で、
0:23:15	そのS s 10が増えても大丈夫だということをですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:19	何か言わないとその、
0:23:22	この再集積方針が云々がですね、関係するんであれば、あれしますけど、そこがまだ、この前の、杉山委員からの話も非常に私、まともな話だと思って非常に
0:23:36	広いといいますか評価するわけじゃないですけど、それが多分、
0:23:40	審査の上等かなと思って、あくまでも、そういうことでそのよ、三つ目にはちょっとそういうことをですね、
0:23:47	後段規制をやりますよということだけは書かせていただいたんですけども、
0:23:52	この辺もそういうことが、
0:23:54	審査でいいのかなと。
0:23:56	より石井片野審査を見て、すごく思ったので、そこはカネコさんとも、先ほど言いましたようにお話をして、
0:24:03	文字づらコストまた多分、薄井杉山委員からご指摘を受けるんじゃないかなと思って、
0:24:10	そこは外し、あと口頭でもですね、ちょっとそういう話もあったんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	もしそういうことを言うとまた実績あるんじゃないかなと。
0:24:21	そこはちょっと規制庁自身の考え方にはある程度従うつもりですけどちよっともう一度その辺、
0:24:30	質問は、ご指示いただけたらと思うんですがいかがでしょうか。
0:24:34	規制庁金子です。これまで幾つ何回かお話をされていて確かに釜井先生がおっしゃる通り、いい形のね、SS店のオーソライズされていないので、まあまあ変わらないでしょうけどね。一応形式上は決定されていない。暫定版みたいなもんですよね。
0:24:54	等のもう一つ、詳細な評価については大塩通り設工認で行うので、この段階で影響があるとかないとかは、言えない。これもおっしゃる通り、
0:25:05	ただ京都大学としてはヒアリングの場で簡易評価をしてるっていうこともあり何かしら、もし仮に言うとしたらですね、
0:25:11	今この審査会合で承認承認されたっていうのかな、ASTMEを使って事業者として、
0:25:22	簡易的に評価したところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:26	影響はなさそうなぐらいの感触を持っているみたいな感じでね、事業者として何かちょっと軽くやってますけど、影響でなさそうですみたいなでないという言い方じゃないですよ視覚電力みたいなね。
0:25:39	落とした方がその程度かなという気がしますね。以上です。
0:25:45	先ほどの河合でございます。金子さんとはそういう話も以前、井形のこの資料を教えていただいたときに、そのあと、これに従って書くということとともにですね今のような話もあったので、
0:26:01	いや、何遍も言いますが、我々としてはそういう評価をしてますし、当然それが規制的にどうそれが
0:26:11	役に立つの別としてですね、事業者としてはそれをやっていますって、ちょっと確認して確認といったおかしいんだけどその辺は言うオブラートに組まなきゃいけないと思うんですけど。
0:26:22	そういうことがこの今の三つ目のところを進めば、当然口頭でお話しますので、もうその時には、ついでにすらっと、これも一方通行で、そこから多分、
0:26:33	別のスポンサーこれそれに対してないと思うのであればもう杉山委員から、ちょっと杉山委員から何か今ちょっと言いましたけどって、そうい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	う話をされると、非常にちょっとあれなんですけどもそれがないのであれば
0:26:46	その三つの時にサラッと、そういう話はもうすでにやってる話ですしヒアリングもこれ受けてるので、
0:26:53	それはもうあまりこれ議論してもしょうがないので、紙に残らないので、
0:26:59	いいんじゃないかなと思います。もしそれ、そういうことを、
0:27:03	規制側からも要求されるということであればですねやぶさかではございませんので、少しオブラートに組みながら一方通行的にお話をしたいと思います。
0:27:14	はい、わかりましたあくまでも、事業者として、感触を持ってぐらいのゆるい程度で言っていただく。
0:27:22	これあれば構いません。こちらからももちろん業者がやってる話詳しい話は設工認なので、それ以上は突っ込みません。
0:27:33	今日のためにそれを入れました。
0:27:41	小関です。
0:27:44	他よろしいですかね。商品。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:50	規制庁タツモトですちょっと表現ぶりだけの問題なんですけど机上に申請書っていうふうに言われると既承認のことなのか、今申請をしてるものなのかっていうのがちょっとわかりにくくなるので、
0:28:02	既承認のことを言いたいときには、承認においてはどうかのこのついでに、申請書をちょっと外してもらっていいですかね。
0:28:11	若菜でございます。お願いしました。江藤町長等の申請書のことを言いたいときには申請書で構わないと思います。
0:28:20	はい、了解しました。以上ですけど共同版から何か
0:28:29	ありますか。
0:28:30	カマエでございます特にございませぬ。当日は7日に変わったようですのでよろしくお願ひします。はい。了解です。それではこれを持ちまして経済部の接種、住民のヒアリングをやりたいと思ひます。どうもありがとうございまして。
0:28:45	こちらこそありがとうございまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。